

株式会社静城産業は、厚生労働省で定める基準を満たした 医療関連サービスマークを 取得しています！

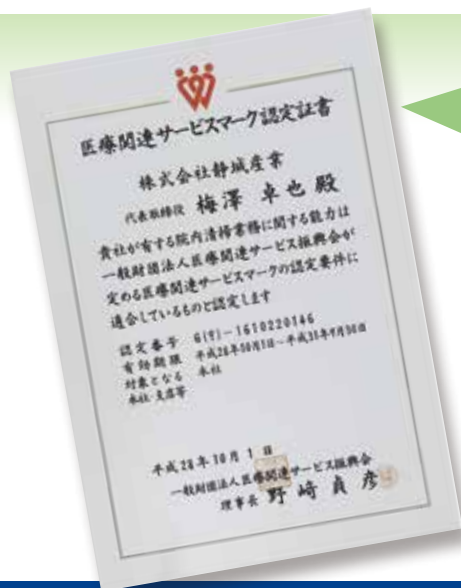
医療関連サービスマークって何？

聞きなれない言葉だと思います。

医療関連サービスは医療そのものと同様に身体に直接影響を与えるものが少なくないため、サービス品質の確保を重要視しています。

医療法 15 条 2 では、医療機関が医師等の業務、患者様の収容に影響を与える業務を外部に委託する場合は「厚生省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない」と定めています。

そこで「財団法人医療関連サービス振興会」が、良質な医療関連サービスに対して認定しているのが医療関連サービスマークです。



医療関連サービスマークは、より良いサービスを築き上げるために医療機関と医療関連サービス事業者が互いの心を通い合わせていることを2つのハートによって表現し、3つの丸印によって国民がそのサービスに支えられていることを表現しています。

静城産業では、医療関連サービスにおける一定の基準を満たすことで、医療機関に関わる全ての人に安心と安全なサービスを提供しております。



総合ビル管理業

株式会社 静城産業

〒411-0917 静岡県駿東郡清水町徳倉 2415-1
TEL : 055-934-0331(代) FAX : 055-934-0332

静城産業ホームページ <http://bmseijyo.com>